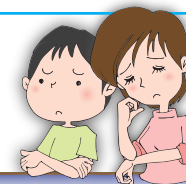
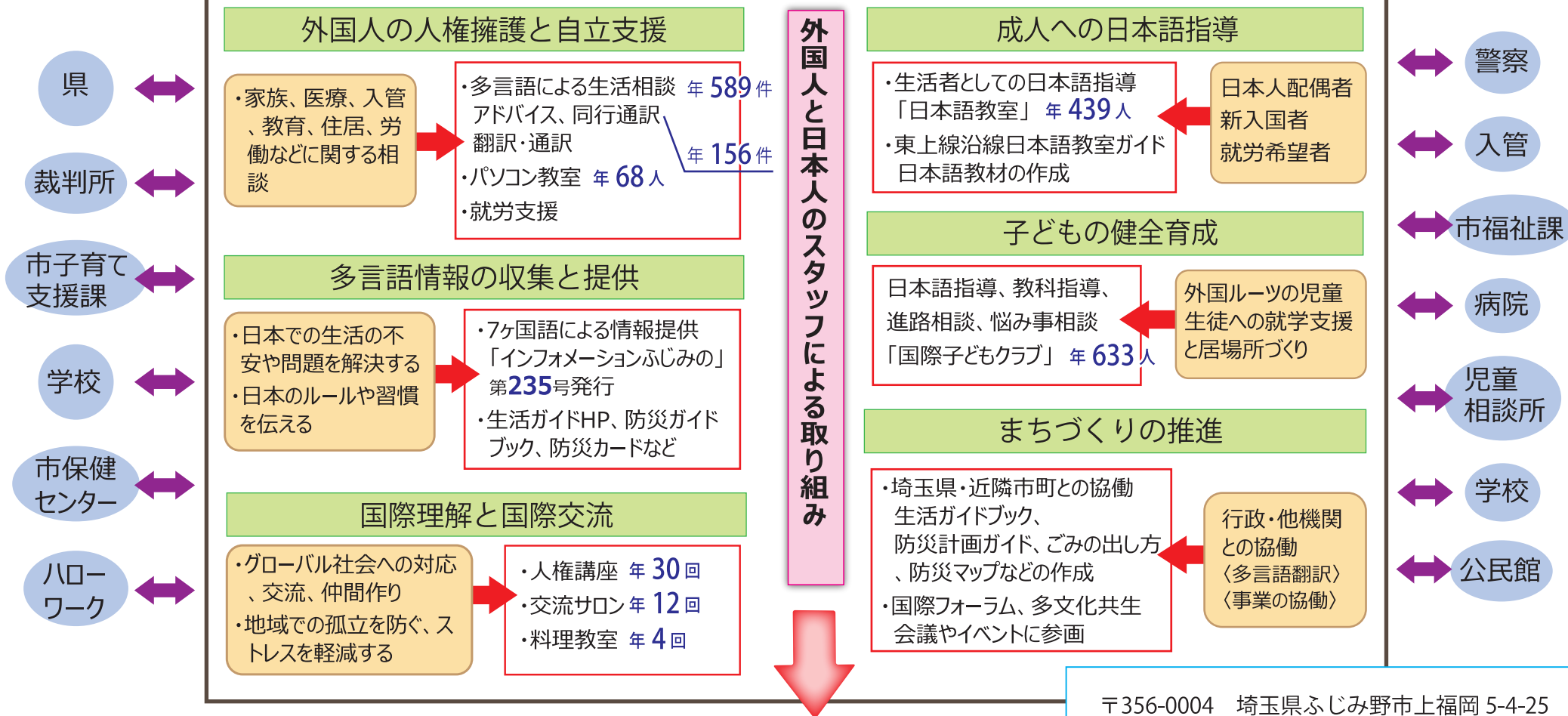


問題を抱えた外国ルーツの人たち



ふじみの国際交流センター

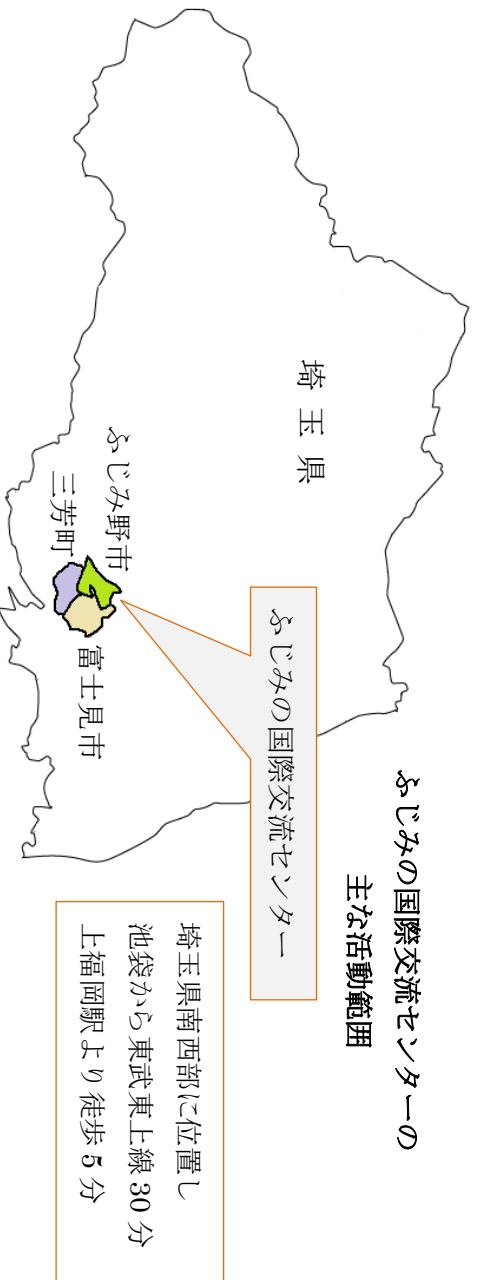


日本での円滑な社会生活

〒356-0004 埼玉県ふじみ野市上福岡 5-4-25
TEL: 049-256-4290 FAX: 049-256-4291
URL://www.ficec.jp/

1. ふじみの国際交流センター (FICEC) の取り組み

- ・生活相談 (月～金 10：00～16：00)
対応言語 [中国語、英語、フイリピン語、韓国語、必要に応じてベトナム語、ポリトガル語、ヘルシヤ語、スペイン語等]
木曜日 13：00～16：00 には富士見市役所相談窓口にて FICEC スタッフが出張して対応
- ・成人への日本語指導と、日本語教材作成
日本語指導 (木曜日 10：00～12：00)
「ひらがな、カタカナ練習帳」「東上線沿線日本語教室ガイド」「日本語指導ファイル・名詞・形容詞・動詞」
- ・多言語での情報提供
多言語情報誌「インフォメーションふじみの」(第 235 号) (7か国語)、「7か国語の快適生活情報クリップ」[11 か国語の外国人緊急カード]「7か国語の防災ガイドブック」
- ・児童生徒への就学支援と健全育成
国際子どもクラブ (土曜日 9：00～12：00) 日本語指導、教科指導、進路指導、悩み事相談
- ・国際理解と国際交流 人権講座、交流サロン、料理教室等
- ・行政との協働
「埼玉県外国人の生活ガイド」(7ヶ国語)、「ふじみ野市生活ガイドブック」(6ヶ国語)、「富士見市地域防災計画ガイド」(5ヶ国語、やさしい日本語)、「ふじみ野市、富士見市、三芳町生活ガイドホームページ」(5ヶ国語)「富士見市ごみの出し方」(3ヶ国語、やさしい日本語)、「外国人来訪者への医療に関する調査」
埼玉県や 2 市 1 町の各種審議会に委員として参加、協働事業の開催

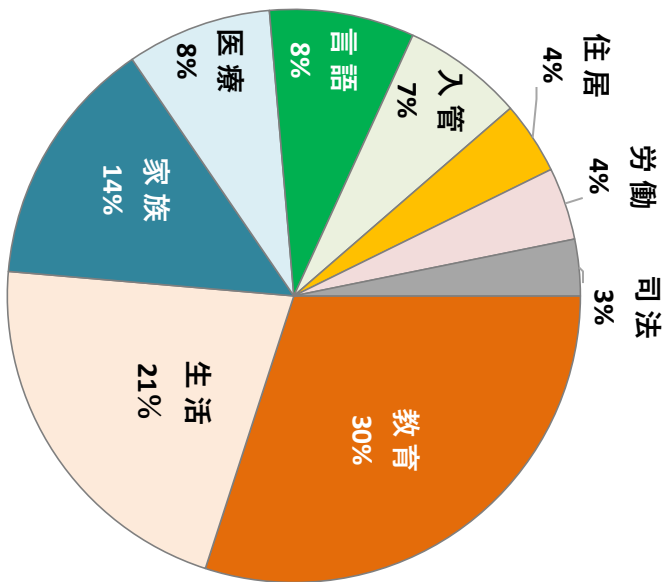


	人口	外国人住民数	割合
ふじみ野市	114,340 人	2,882 人	2.5%
富士見市	111,687 人	2,575 人	2.3%
三芳町	38,324 人	757 人	2.0%

2019 年 8 月、三芳町のみ 2018 年 12 月のデータ

2018 年度(平成 30 年度)中に受けた相談内容の内訳

教育	日本語支援、学習支援、入園・入学手続き、学校との連絡	30%
生活	生活費、生活保護、友達・近隣関係、国民年金・国民健康保険手続き	21%
家族	離婚、夫婦トラウマ、交際相手、DV、子ども	14%
医療	医療費、病院へ同行（入院手続き等）、うつ、アルコール依存	8%
言語	日本語指導、翻訳、通訳、代筆	8%
入管	ビザ、在留カード申請・更新、帰化、帰国、保証人	7%
住居	住まい探し、引越しの手伝い	4%
労働	求職、会社とのトラブル、技能修得、労働災害、労災保険	4%
司法	税金、犯罪、裁判所・法務局への同行・支援、子どもの国籍	3%



相談者の住所

ふじみ野市	52%
富士見市	22%
川越市	5%
三芳町	5%
東京都	4%
朝霞市	3%
さいたま市	2%
和光市	1%
その他	5%

相談者の国籍
(ルーツを含む)

フィリピン	30%
中国	25%
日本	12%
韓国	11%
パキスタン	6%
ネパール	4%
カメルーン	2%
キューバ	1%
コロンビア	1%
台湾	1%
その他	5%

外国人担当行政職員、
外国人関係施設担当者、
日本人の配偶者、日本人
の知り合いなど

その他の国籍
アメリカ、ガーナ、ジャマイカ、タイ、
スリランカ、チュニジア、モロコシ
ナイジェリア、ブラジル、ペルー

2. ふじみの国際交流センター (FICEC) の活動から見てきた在留外国人事情

A 成人一般

- ・日本語の読み書きができない人が多い (学校や市役所からの手紙が読めない)
- ・日本の習慣やルールがわからない
 - ・生活情報が不足している
 - ・気軽に相談できる所がない
- ・地域との関係が希薄 (自治会や PTA に未加入) ・日本人の知人友人が少ない

B 外国ルーツの子どもの実情

- ・日本語ができない親に育てられている子どもが多い
(宿題を見てあげられない、学校からの手紙が読めない、忘れ物が多い)
- ・第 2 言語としての日本語教育の機会を得られないため、学校の授業についていけない。
- ・高校入試が難しい。入学後も授業についていけずに辞めてしまう子どもが多い。
- ・いじめを受けることが多い
(言葉がわからない、文化や生活習慣・宗教上の慣習が違う、親が外国人である)
- ・在留資格による縛り (家族滞在の子どもは中学・高校・専門学校等を出ても、資格外活動ビザでの 28 時間しか働けないため、正社員になれない)
- ・日本語能力が不十分のため、単純労働者としてしか働くことができず、若者らしい夢や希望が持てない。
- ・日本に呼び寄せられた子どもの大半が本人の意思での来日ではない為、日本語ゼロで来日する子や母国での学習が身についていない子が多い。
- ・日本国籍であっても日本語が話せない子どもが多い。
- ・親がいつまでも日本語が習得できず、子どもとのコミュニケーションが取れなくなる。そのことで親を軽蔑するようになる。

C 外国人労働者の実情

- ・契約金額の不払いや、カレー店長から 6 ヶ月で解雇される等、同国人から被害を受けている場合が多い。
- ・同じ職場の同国人から集団暴行を受けたり、同僚同士で激しく争うことがあり職場が混乱している。
- ・日本語能力不足のため賃金が低い人が多い。同等の賃金を得ている場合はそのことで日本人同僚から嫌がらせを受けている。
- ・忌引きや減給など、職場の規則を理解していない人が多い。
- ・危険を伴う職場では注意事項の情報を正しく得ることができず、労働災害に遭い、職を失ってしまう人や、再就職が困難な人が多い。
- ・日本人ばかりの中で働くことでストレスを抱える人も多く、睡眠薬代わりに風邪薬を 2 日で 1 瓶飲んでしまう人がいた。

3. 様々な問題を解決するために

1) 暮らしやすい地域づくり

- ・地域でくらす外国人の実情を把握することが重要。在留外国人に対する統計調査を実施する。市町村の人口、年齢、在留資格、就学・就労の実情
- ・外国人口が 2.5%以上のすべての市町村に、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を義務化する。外国人を孤立させることなく、地域と顔の見える関係を構築することにより犯罪防止にも繋がる

2) 国内で暮らす外国人材の活用

- ・滞在期間が長く優秀な家族滞在ビザの若者に対し、親の在留資格に関係なく正規の職員になれる就労ビザへの変更を許可し、将来的に長く日本で働けるようにする。

3) 日本語教育の徹底

- ・在留外国人児童に対し、在留許可期間内だけでも義務教育にして学習権を保障し、自分の力で道を切り開き社会に貢献できる大人になれるようにする。
- ・国際結婚した外国人妻に対して日本語学習を義務化し、家庭の教育力を高め、子どもへの負の連鎖を断ち切る。
- ・外国人労働者に対して、労働災害防止のための日本語学習を義務化し、安全教育を行う。日常会話とは別の現場で必要な日本語学習の受講と、いざという時の再就職も可能にする。